

平成21年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険(国保)税は、国保に加入している皆さんが病気やけがをした時にかかる医療費をまかなう大切な財源です。私たち一人ひとりが納める国保税により、国保に加入しているすべての人が安心して医療を受けることができますようになります。国保を健全に運営するため、国保税の納付にご協力をお願いします。

◆平成 21 年度国民健康保険税の算定表

医療保険分 (0 歳～ 75 歳未満)	後期高齢者支援金分 (0 歳～ 75 歳未満)	介護保険分 (40 歳～ 65 歳未満)
① 所得割 【前年所得に応じた保険税】 (前年所得－ 33 万円) × 7.1%	① 所得割 【前年所得に応じた保険税】 (前年所得－ 33 万円) × 1.9%	① 所得割 【前年所得に応じた保険税】 (前年所得－ 33 万円) × 1.1%
② 均等割 【加入者数に応じた保険税】 21,000 円×人数	② 均等割 【加入者数に応じた保険税】 7,000 円×人数	② 均等割 【加入者数に応じた保険税】 6,300 円×人数
③ 平等割 【世帯ごとの定額保険税】 23,000 円	③ 平等割 【世帯ごとの定額保険税】 5,800 円	③ 平等割 【世帯ごとの定額保険税】 3,700 円
合計額【①+②+③】	合計額【①+②+③】	合計額【①+②+③】
賦課限度額 47 万円	賦課限度額 12 万円	賦課限度額 10 万円

注) 前年度と比較して税率等は変わりませんが、前年度より介護保険分の賦課限度額が 1 万円(9 万円→ 10 万円)上がります。

●後期高齢者支援金分とは

平成 20 年 4 月より始まった「長寿(後期高齢者)医療制度」を支えるために、国保の被保険者(75 歳未満)全員にご負担していただくものです。なお、社会保険等の加入者も社会保険等料の中に「後期高齢者支援金分」が含まれています。

●介護保険分とは

平成 12 年 4 月より始まった「介護保険制度」により、40 歳以上 65 歳未満の人は介護保険第 2 号被保険者に該当するため、該当者の介護保険分をご負担していただくものです。
※市国保年金課へ届出を出された介護保険適用除外施設入所者を除きます。

●年度途中での加入・脱退の場合は

国保に年度途中で加入・脱退の場合は、月割り計算されます。国保税は届けた日からではなく、本来国保に加入すべき日の月にさかのぼって計算されます。

●国保税の申告について

国保に加入している人およびその世帯主は所得の有無に関わらず、毎年 1 月 1 日現在における住所地の市区町村に申告していただく必要があります。国保税の軽減判定の際、同じ世帯に国保に加入して世帯主が社会保険であっても、国保税の軽減判定には世帯主の所得も含まれます。転入前住所地で申告していない人は前住所地で申告をお願いします。

◆国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)

今年の3月号の広報でもお知らせしましたが、平成21年度の国民健康保険税について、次にあげる①～⑤のすべての条件に当てはまる人は、今年の4月より特別徴収(年金からの天引き)を行っています。
〔65歳到達時期、国保の加入時期によって、特別徴収開始時期は異なります。〕

国保税が特別徴収(年金からの天引き)される人



次の①～⑤のすべてに当てはまる人

- ①国民健康保険加入者全員が65歳～75歳未満
- ②世帯主本人が国民健康保険加入者
- ③介護保険料を特別徴収されている世帯主の年金が年額18万円以上で、その年金において介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金額の2分の1を超えない人
- ④世帯主の介護保険料が特別徴収になっている人
- ⑤世帯主の年金を担保に供していない人

従来の納付方法(普通徴収)となる人



左記以外の人

- ◎これまで同様に、市から送付される納付書や口座振替により、国保税の年額を今年の7月から来年の2月までの計8回、各納期限に合わせて納めてください。

◎上記の①～⑤のすべての条件を満たしている場合、世帯主の年金からの特別徴収となっていますが、年度途中で世帯主が75歳になられる世帯は全て普通徴収(納付書での納付もしくは口座振替)になります。(※昨年10月より特別徴収になっている人で平成21年度中に75歳になる人は全て普通徴収になります)また、世帯主の国民健康保険税の支払方法が既に口座振替で、かつ国民健康保険税の滞納がない場合は、引き続き口座振替になります。

注1)年度途中で特別徴収対象者の国民健康保険税が減額になった場合は普通徴収でのお支払い、増額になった場合は特別徴収と普通徴収の両方のお支払いになります。

◆平成21年度の国保税納税通知書は7月上旬に送付を予定しています。

徴収方法の変更ができます

現在、国民健康保険税が特別徴収(年金からの天引き)の対象となっている人のうち、次の①および②の両方に該当する人については、国保年金課国保係へお申し出いただくことにより、今年の10月以降の国民健康保険税のお支払い方法を特別徴収(年金からの天引き)ではなく、口座振替(普通徴収)により納付していただくことができます。

※その際、特別徴収(年金からの天引き)については、今年の8月分まで行います。

- ①過去の国民健康保険税を滞納することなく納めていただいている人
- ②これからの国民健康保険税を口座振替により納めていただける人

●手続きに必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・口座振替の通帳および通帳の印鑑

●受付期間

7月21日(火)までの午前8時30分～午後5時(ただし、土日、祝日を除きます)

●申込先

国保年金課 国保係 (⑧番窓口)



●問い合わせ先 国保年金課 国保係 ☎ 72-2111 内線 424、425